

課税明細書の読み方

				1-4頁	
例		登記名義人（所有者）			
例		① 評価額	固定税率/都市税率	階	層
前年度固定課税標準額		② 固定課税標準額	固定軽減等税額	固定資産税額相当額	
床面積	前年度固定課税標準額	③ 都市課税標準額	都市軽減等税額	都市計画税額相当額	
塩尻 太郎					
		① 3,000,000	④ 1.40 / ⑤ 0.20		
		② 1,000,000	⑥ 14,000		
		③ 2,000,000	⑦ 4,000		

❗ **上段** と **下段** が対応しています。

この場合、①「評価額」は3,000,000円、②「固定課税標準額」は1,000,000円、
③「都市課税標準額」は2,000,000円であることがわかります。

❗ **固定資産税・都市計画税の計算方法**

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(② 固定課税標準額)} & & \text{(④ 固定税率)} & & \text{(⑥ 固定資産税額相当額)} \\
 1,000,000 & \times & 1.4\% & = & 14,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(③ 都市課税標準額)} & & \text{(⑤ 都市税率)} & & \text{(⑦ 都市計画税額相当額)} \\
 2,000,000 & \times & 0.2\% & = & 4,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

❗ **課税明細書は大切に保管してください。**

所得税等の確定申告（事業所得などの経費のうち、租税公課を計算する際）や
相続登記の際に使用することができます。

再発行はできませんので大切に保管してください。

次の場合はご連絡ください。

- 身に覚えのない土地や家屋が課税明細書に載っているとき
- 所在地番、現況地目、家屋の種類、土地の面積、床面積に誤りがあるとき
- 課税されている建物を壊したとき

ご連絡・お問合せ先

塩尻市 税務課 資産税係 0263-52-0280(代表)
(内線1138・1139・1140)